

## 改革パターン（基本検討パターン）の制度概要について

制 度 概 要	特色・留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の公益法人及び中間法人という類型を「非営利法人（仮称）」という一つの類型にまとめる（現行公益法人制度を廃止）。</li> <li>○ 法人格の取得は登記のみによることとし（準則主義）、不正時等には利害関係人等の請求により裁判所が解散命令等。</li> <li>○ 剰余金を構成員に分配することを目的としないが、日頃の活動や支出に特に制限を設けず、解散時の残余財産分配は可能。</li> <li>○ 公益性の判断について次の仕組みが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公益性判断は行わない。この場合、税制上の措置等の観点から、一定のものを区分することの可否を要検討。</li> <li>イ-(1) 法人制度上、定款に公益の要件を定めれば、非営利公益法人を称することができる仕組みとする。</li> <li>イ-(2) 公益性の判断を行政庁の認証で行う。現行のような主務官庁制の弊害は排除する。 この場合、設立時の申請により判断する仕組みと、法人の活動実績で判断する仕組みが考えられる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非営利法人制度の改革としては、より抜本的かつ体系的な見直しとなる。</li> <li>○ 登記によって法人格が取得できるので、法人を設立しやすい仕組み。</li> <li>○ 現行の公益法人制度のような、法人格取得に伴う主務官庁による指導監督はなくなる。</li> <li>○ イ-(1)及びイ-(2)の場合、上記に加え次の特色・留意点がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益について、法律上可能な限り明確に定義することが必要。</li> <li>・ 公益性の認証等を受けた法人について、公益目的の遂行を制度上担保する仕組みを検討することが必要。</li> <li>・ 公益性の認証等が取り消された場合、解散時の残余財産の取扱い等をどのようにすべきか検討が必要。</li> </ul> </li> </ul>

## 改革パターン（参考パターン）の制度概要について

制度概要	特色・留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非営利法人のうち公益性を有するものは「非営利・公益法人（仮称）」という類型とし、非営利非公益の法人（現行の中間法人）は「中間法人（仮称）」という類型とする（現行の公益法人制度を廃止）。</li> <li>○ 「非営利・公益法人（仮称）」については、法人設立の申請に際し、定款等で定められた法人の目的、事業の内容等に基づき、行政庁が公益性を判断（認証主義）。 現行のような主務官庁制の弊害は排除する。 不正時等には法人格を与えた行政庁が是正指導等の上、法人格を取消し。</li> <li>○ 剰余金を構成員に分配することを目的とせず、加えて、公益を目的とする法人であるとの観点から、日頃の活動や支出に一定の制限を設けるとともに、解散時の残余財産分配は禁止。</li> <li>○ 「中間法人（仮称）」は、現行の中間法人と基本的に同様。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「公益性を有する法人類型」が独立しており、法人の性格の違いが国民にとって分かりやすい。</li> <li>○ 現行の主務官庁許可より、法人格を取得しやすい仕組み。</li> <li>○ 法人の活動や運営に関する行政の関与については、現行の公益法人に対する主務官庁の一般的指導監督よりは限定的。</li> <li>○ 公益について、法律上可能な限り明確に定義することが必要。</li> <li>○ 公益性を有することをもって法人格を取得しているため、設立後に公益性が失われた場合には、法人格そのものを取り消すこと（又は、財産承継に伴い不当な利得が生じないように、移行に関し公平かつ合理的なシステムを構築した上で、他法人類型へ移行させること）が考えられる。</li> </ul>